

# 監査結果報告

- 1 監査の種別 定期監査
- 2 監査の対象 土木部  
土木政策・管理課、道路整備課、道路維持課、河川課
- 3 監査の期間 令和元年10月15日（火）～令和元年12月24日（火）

## 4 監査の範囲及び方法

令和元年度に執行された財務に関する事務が、法令等に基づき、適正に行われているか関係書類を抽出して調査を行い、また、担当職員の説明を聴取するなどの方法により実施した。

## 5 監査の着眼点

- (1) 収入事務は適正か。
- (2) 支出事務は適正か。
- (3) 契約事務は適正か。
- (4) 財産管理事務は適正か。

## 6 監査の結果

収入事務、支出事務、契約事務、財産管理事務において、別記のとおり改善を要する事項が見受けられた。

なお、軽易な事項については記述を省略した。

## 【指摘事項】

### 1. 収入事務

- ① 道路占用料（現年度分）において、佐世保市財務規則第 62 条で「…主管に係る歳入について、…調定しなければならない。」と規定されているにもかかわらず調定していなかった。

（土木政策・管理課）
- ② 道路占用料の調定減額において、佐世保市事務処理規程第 7 条第 6 号で「…市税及び税外収入の減免並びに調定減額に関すること。」は、部長等専決事項と規定されているにもかかわらず、部長の決裁を受けていなかった。

（土木政策・管理課）
- ③ 都市下水路占用料の算定において、佐世保市都市下水路条例第 8 条別表備考 1 で「占用料計算上、占有面積…に 1 単位未満の端数があるときは、これを 1 単位に切り上げる。」と規定されているにもかかわらず、端数を切り上げずに算定していた。

（土木政策・管理課）
- ④ 道路占用料の算定において、佐世保市道路占用料徴収条例第 3 条表中備考 6 で「月額徴収のものについては、1 月未満の端数は、15 日以上は 1 月分、15 日未満は半月分を徴収する。」と規定されているにもかかわらず、15 日以上を半月分として算定しているものがあつた。

（土木政策・管理課）
- ⑤ 道路占用料（新規）において
  - ア 債権管理マニュアルに沿った債権管理が適正に行われていなかった。

（土木政策・管理課）
  - イ 佐世保市税外諸収入金の督促、延滞金及び滞納処分に関する条例第 2 条第 1 項で「市長は、税外諸収入金を納期限…までに納付しない者に対しては、納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、督促状を発していないものがあつた。

（土木政策・管理課）
- ⑥ 道路・法定外公共物等占用料(継続)において、佐世保市事務処理規程第 8 条第 1 項第 18 号で「督促状…発付に関すること。」は課長専決事項と規定されているにもかかわらず、起案することなく未決裁で督促状を発していた。

（土木政策・管理課）

督促状の未発送については、前回・前々回の監査においても指摘した事項である。原因・理由を十分精査し、組織的な対応ができるよう実効性のある再発防止策を図られたい。

また、道路占用料等の徴収について、市の債権は適宜適正に収入することが必要であることを理解されたい。

## 2. 支出事務

- ① 旅費（概算払）において、佐世保市財務規則第 118 条第 2 項で「概算払を受けた者は、その用件終了後 7 日以内に精算書により…会計管理者に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、精算をしていないものがあつた。  
(土木政策・管理課)

旅費の未精算については、前回の監査においても指摘した事項である。同じことを繰り返さないようチェック体制を確立し、再発防止を徹底されたい。

## 3. 契約事務

- ① ポンプ管理等業務委託契約において、佐世保市財務規則第 158 条第 2 項で「契約の一部を変更する必要があるときは、相手方と契約の変更に関する契約を締結しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、実際の支払額と異なる契約金額について、契約の変更に関する契約を締結していないものがあつた。  
(土木政策・管理課)

契約とは権利・義務に関して、法的に拘束力を持つものである。今後は、契約事項の法的重要性を十分認識され、実務研修資料の活用を図るなど再発防止を徹底されたい。

## 4. 財産管理事務

- ① 道路・法定外公共物等占有許可（継続）において、佐世保市事務処理規程第 8 条第 1 項第 5 号で「共用財産又は公の施設の使用許可等に関すること。」は課長専決事項と規定されているにもかかわらず、起案することなく未決裁で許可証及び納入通知書を発行していた。  
(土木政策・管理課)
- ② 道路・法定外公共物等占有許可（継続）において、佐世保市公印規則第 10 条第 1 項で「公印を押印しようとする者は、決裁済書類及び押印を必要とする文書その他を取扱責任者に掲示し、その審査、照合を受けたのち監守者承認を受けなければならない。」と規定されているにもかかわらず、全ての手続きを経ないまま公印を押印していた。  
(土木政策・管理課)
- ③ 道路・法定外公共物等占有許可（継続）において、佐世保市道路占有規則第 7 条で「占有期間満了後引き続き占有しようとする者は、その許可期間満了 30 日前までに継続のための道路占有更新許可申請書（第 3 号）を市長に提出しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、期限までに提出させていないものがあつた。  
(土木政策・管理課)

- ④ 備品において、佐世保市物品会計規則第 15 条第 3 項で「…備品を処分したときは、物品返納・処分報告書により契約課長に報告しなければならない。」と規定されているにもかかわらず、処分した備品について報告していないものがあった。 (道路維持課)

これらの指摘事項については、誤りが発生した本当の原因（真因）を追求したうえで今後の再発防止を徹底されたい。

特に、公印の使用については厳格な管理が求められる。